

### 令和4年度 上毛町奨学生募集

- 貸与資格  
申請者または保護者が上毛町に3年以上上住し、他の奨学金を受給していない方
- 貸与対象者  
大学生(短大生、専門学校生などを含む)  
高校生(高等専門学校生を含む)
- 貸与予定人員 若干名
- 貸与金額 大学生(自宅通学) 月額35,000円以内  
大学生(自宅外通学) 月額50,000円以内  
高校生 月額10,000円以内
- 償還方法 最大12年(無利息)
- 申請書配布・申込期間  
4月1日(金)~28日(木)8:30~17:15  
(土、日を除く)
- 申し込み・問い合わせ先  
教務課 学務係 TEL 72-3165(内線177)



### 扶養から外れた場合は国民年金の切替手続きが必要です

国民年金の第3号被保険者(専業主婦・主夫)が、配偶者(第2号被保険者(厚生年金、共済の加入者))の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合は、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この手続きが2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生し、万一の際の障害・遺族基礎年金などを受け取れないことがあります。

なお、この「未納期間」を「資格期間」に算入する手続き(特定期間該当届)もあります。詳しくはお近くの年金事務所または住民課住民福祉係へお問い合わせください。



- 問い合わせ先  
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

### 県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

- 募集案内書配布期間  
3月31日(木)~4月15日(金)
- 申込受付期間  
4月7日(木)~15日(金)(申し込み手数料は不要)
- 募集案内書配布場所  
県内の各市役所及び町村役場など
- 問い合わせ先  
福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課  
TEL 092-781-8029

### 令和4年度 就学援助費について

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者へ、義務教育に係る費用の一部(給食費・学用品費など)を援助する制度を実施しています。

- 援助対象者  
・生活保護法に基づく保護が停止または廃止になった方  
・町民税が非課税または免除になった方  
・国民健康保険税が減免になった方  
・国民年金保険料が免除または猶予になった方  
・児童扶養手当を受けている方  
・PTA会費など学校納付金の減免を受けている方  
・その他特別な事情により教育委員会の会議で認められた方
- 申込期間 4月4日(月)~22日(金)8:30~17:15  
(土、日を除く)
- 申請書配布先・申込先 教務課 学務係
- 認定方法  
提出された申請書や学校長及び民生委員の意見書、同居している方の所得状況なども含め、教育委員会の会議において審査します。
- 申し込み・問い合わせ先  
教務課 学務係 TEL 72-3165(内線178)

### 公立小中学校講師等登録者募集

福岡県公立小中学校(行橋市、京都郡、豊前市、築上郡)の講師等登録者(常勤・非常勤)を募集しています。

- 教科 小学校、中学校各教科
- 資格 希望する校種の有効な教員免許状を所持していること
- 給与待遇  
常勤講師 経験に応じ月20万~35万円程度(別途各種手当、社会保険有)  
※年度末に61歳以上となる者は~30万円程度  
非常勤講師 勤務形態による
- 登録 「福岡県公立学校講師志願書」の送付(郵送可)  
※志願書は福岡県のホームページからダウンロードすることもできます。
- 問い合わせ先  
福岡県教育庁京築教育事務所 総務課教職員係  
TEL 83-3604

### 献血のお知らせ

献血は身近なボランティアです。ご協力をお願いします。

月日	場所	時間
3月23日(水)	上毛町役場	10:00~12:00
		13:00~15:30

※献血手帳、献血カードをお持ちの方は、当日ご持参ください。

- 問い合わせ先  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線221)

## 家計急変世帯に対して臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対する速やかな生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給しています。

家計急変世帯に対する給付金の申請受付については、広報2月号でお知らせしましたとおり、3月1日から開始します。

### 家計急変世帯とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税相当水準以下となる世帯



※住民税が課税されている方の扶養親族などになっている場合や住民税非課税世帯として給付を受けた場合は対象外です。

### 住民税非課税相当水準の目安

扶養している親族の状況	収入の場合	所得の場合
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

### ①支給金額 1世帯あたり10万円

### ②申請方法 申請には以下の書類が必要です。

①②は長寿福祉課窓口にて用意しています。また、ホームページからダウンロードできます。

- ①申請書
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書
- ③申請者の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- ④受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)
- ⑤令和3年中の収入の見込額または任意の1カ月の収入の状況を確認できる書類(世帯全員分)  
※令和3年中の収入の見込額・・・源泉徴収票、確定申告書など  
※任意の1カ月の収入・・・給与明細書、事業収入のある方は帳簿など
- ⑥戸籍の附票の写し(令和3年1月1日以降、2回以上転居した方)

### ③申請期間 令和4年3月1日(火)~令和4年9月30日(金)

### ④申請場所 長寿福祉課福祉医療係

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線161)